

# 羽生市地域生活支援拠点等事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第2の3に掲げる地域生活支援拠点等の整備の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## (実施主体)

第2条 地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）の実施主体は、羽生市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる地域の福祉サービス事業者及びその関係機関（以下「事業者等」という。）に委託することができる。

## (対象者)

第3条 事業の対象となる者は、市がその援護を行う身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病をいう。）に起因する障がいその他の心身の機能の障がいがある者であって、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者（以下「障がい者等」という。）とする。

## (機能の内容)

第4条 事業の実施に当たっては、次条の規定により登録を受けた事業所が次の各号に掲げる機能を分担して担うものとし、その機能の内容は、当該各号に掲げるものとする。

(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所等を活用した緊急時の

受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障がい者等の状態の変化等による緊急時の受入れ、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会及び場 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保及び養成 医療的ケアが必要な者、行動障がい者を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等々に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業所の登録等)

第5条 前条に規定する機能を担う事業所（以下「拠点機能事業所」という。）として登録を受けようとする事業者等は、当該事業所の運営規程に拠点機能事業所として規定するとともに、地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、行田市又は加須市に所在する事業所にあつては、当該事業所の所在地の市長に提出するものとする。

2 市長は、前項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、拠点機能事業所として地域生活支援拠点等事業所登録台帳（様式第2号）に登録し、地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録の内容を公表するものとする。

4 市は、地域生活支援拠点等事業所登録台帳について、行田市及び加須市と共有を図り、北埼玉地域で一体的に整備するものとする。

5 拠点機能事業所は、第2項の規定による登録の内容に変更が生じたときは、速やかに地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

6 拠点機能事業所は、第2項の規定により登録を受けた当該拠点機能事業所の機能を廃止し、又は休止するときはその1か月前までに、再開したときは再開後10日以内に、地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第6条 拠点機能事業所の職員は、職務上知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（報告及び調査）

第7条 市長は、事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、拠点機能事業所に対して機能の報告を求めるとともに、必要に応じて機能の実施状況の調査を行うものとする。

（北埼玉地域障がい者支援協議会との連携）

第8条 市長は、北埼玉地域障がい者支援協議会と密接な連携を図り、地域の現状分析、必要な機能の整理、地域生活支援拠点等の整備の方針等についての検討を行い、事業の円滑な運営に努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月6日から施行する。